

福岡県公報

令和七年十二月十六日
第六百五十五号
増刊 ①

(閲覧の請求)
第二条 法第三十二条第五項の規定により、都道府県提出文書の閲覧を請求しようとするもの（次条第一項において「閲覧請求者」という。）は、必要な事項を記載した書面（様式第一号）を福岡県選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）に提出しなければならない。

（閲覧）

選挙管理委員会

目 次

○政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

- | | | |
|--|----------|---|
| ○公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示 | （行財政支援課） | 一 |
| ○政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示 | （行財政支援課） | 八 |

- 5 前三項の規定に違反するものに対するは、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- (写しの交付の請求)
- 6 都道府県提出文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 7 都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 8 都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三号

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する

(趣旨)

規程

第一条 この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第三十

二条第五項の規定に基づき、法第三十二条第三項に規定する都道府県提出文書（以下

「都道府県提出文書」という。）の閲覧又は写しの交付に関する必要な事項を定めるものとする。

第五条

県の委員会は、法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求があつたと

きは、当該請求のあつた日から十五日以内に、交付請求者に対し、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付する旨並びに当該写しを交付する日時及び場所を書面（様式第三号）により通知するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、県の委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第四号）により通知しなければならない。

3 法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から三十日以内にその全てについて第一項の規定による通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県の委員会は、当該請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による通知をし、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に同項の規定による通知をすれば足りる。この場合において、県の委員会は、同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第五号）により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの都道府県提出文書について第一項の規定による通知をする期限
4 県の委員会は、第一項の規定による通知をしたときは、交付請求者に対し、速やかに当該通知に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。

（写しの交付の方法）

第六条 法第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。
 一 都道府県提出文書を複写機により日本産業規格A列四番の用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
 二 都道府県提出文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直徑百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
 三 都道府県提出文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（

日本産業規格X六二四一に適合する直徑百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（費用負担）

第七条

都道府県提出文書の写しの交付を受けるもの（第三項において「受領者」という。）は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
2 前項の写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額）とする。

一 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき八十円に都道府県提出文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に都道府県提出文書一枚ごとに十円を加えた額

附 則

3 受領者は、前項の費用を前納しなければならない。

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

※閱覽確認欄

受付者	確認者

都道府県提出文書閲覧票

様式第2号（第4条関係）

都道府県提出文書の写しの交付請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）
(〒)

請求者 _____

氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
_____電話番号（ ） -
_____(連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者)
(〒)

政党助成法（平成六年法律第五号）第32条第5項の規定により、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

請求する政党の支部の名称及び都道府県提出文書	
写しの交付の方法 ※該当する□内にレ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの（白黒） <input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写したもの（ <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R） <input type="checkbox"/> 郵送希望

様式第3号(第5条関係)

都道府県提出文書の写しの交付通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった都道府県提出文書の写しについては、次のとおり交付しますので、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程(令和7年12月福岡県選挙管理委員会告示第103号)第5条第1項の規定により通知します。

請求に係る政治団体の名称及び都道府県提出文書													
都道府県提出文書の写しを交付する日時及び場所	日 時	午前		午後		分							
	場 所												
連絡事項等													
問い合わせ先	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会 電話番号 (092) 643-3077												

注1 都道府県提出文書の写しの交付を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により連絡してください。

様式第4号(第5条関係)

都道府県提出文書の写しの交付通知期間延長通知書

第 号
年 月 日
様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで写しの交付請求のあった都道府県提出文書の写しについては、次のとおり交付の通知の期間を延長したので、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程(令和7年12月福岡県選挙管理委員会告示第103号)第5条第2項の規定により通知します。

請求に係る政治団体の名称及び都道府県提出文書	
延長前の写しの交付の通知の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の写しの交付の通知の期間	年 月 日 まで
延長の理由	

様式第5号(第5条関係)

都道府県提出文書の写しの交付通知期間特例延長通知書

第 号
年 月 日
様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで写しの交付請求のあった都道府県提出文書の写しについては、次のとおり交付の通知の期間を延長したので、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程(令和7年12月福岡県選挙管理委員会告示第103号)第5条第3項の規定により通知します。

請求に係る政治団体の名称及び都道府県提出文書	
延長前の写しの交付の通知の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分について写しの交付の通知をする期間	年 月 日 まで
残りの都道府県提出文書について写しの交付の通知をする期限	年 月 日
政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第5条第3項を適用する理由	

福岡県選挙管理委員会告示第百四号

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する

告示

公職選挙法等の規定による報告書等の閲覧に関する規程（平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公職選挙法の規定による報告書の閲覧に関する規程

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

様式第一号中、「（第一条関係）」を削り、様式第二号を削る。

附則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する

規程の一部を改正する

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成二十年十二月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「書面又は」を「書面、」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加える。

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

附則